

定 款

一般社団法人あんしん子育て生活ネットワークくまもと

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人あんしん子育て生活ネットワークくまもとと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を熊本市東区に置く。

(目 的)

第 3 条 目的

本法人は、住居の確保や生活環境に課題を抱える子育て世帯に対し、居住支援を中心とした包括的な支援を行うとともに、行政機関、福祉団体、不動産事業者等との連携を通じて、安心して子育てができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

1. 子育て世帯及び住宅確保要配慮者に対する居住支援事業
2. 子育て世帯に対する生活相談、情報提供及び伴走支援事業
3. 農業体験を通じた食育及び自然体験活動の推進事業
4. 農地、空き家等の有効活用に関する事業
5. 健康増進、家計管理等に関するセミナー、講演会、研修会の企画及び運営
6. ベビーシッター、フリーランス保育士等の紹介及び子育て支援人材のネットワーク事業
7. 行政機関、社会福祉協議会、医療・教育機関等との連携事業
8. 会員相互の交流及びネットワーク形成事業
9. 居住支援、子育て支援、環境保全に関する調査、研究及び普及啓発事業
10. 災害地域及び生活困窮者等への支援活動
11. まちづくりの推進及び地域の安全に関する啓蒙事業
12. 前各号に附帯する一切の業務

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(入 社)

- 第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

- 第 6 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
1. 退社したとき。
 2. 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
 3. 除名されたとき。
 4. 総社員の同意があつたとき。

(退 社)

- 第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

- 第 8 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第 9 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第 10 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

- 第 11 条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

- 第 12 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第 13 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第 14 条 当法人に理事 1 名以上置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 15 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の三親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(6) 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 16 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執

行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 18 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 19 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 20 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 21 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 22 条 本法人解散時における残余財産は、社員総会の決議を経て、本法人と類似の目的を有する非営利法人または行政機関に帰属させるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第 24 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 年 月 日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 25 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

熊本市東区保田窪五丁目 1 2 番 2 0 号 4 0 9 号
山本 道治

熊本県八代市東陽町南 4 2 0 番地 1
山本 輝美

(法令の準拠)

第 26 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人あんしん子育て生活ネットワークくまもとを設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和**年**月**日

設立時社員 山本 道治

設立時社員 山本 輝美